

京都大学大学院理学研究科の組織に関する規程

(平成十六年達示第十一号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学大学院理学研究科（以下「理学研究科」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科長)

第二条 理学研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、理学研究科の専任の教授をもって充てる。

3 研究科長の任期は、二年とする。ただし、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 研究科長は、引き続き再任することはできない。ただし、補欠の研究科長については、一回に限り引き続き再任することができる。

5 研究科長は、理学研究科の校務をつかさどる。

6 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

7 研究科長が欠けたときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を行う。

(教授会)

第三条 理学研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(研究科協議会及び研究科会議)

第四条 理学研究科の学事に関する事項を審議するため、研究科協議会及び研究科会議を置く。

2 研究科協議会及び研究科会議に関し必要な事項は、教授会が定める。

(専攻及び講座)

第五条 理学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

数学・数理解析専攻

相関数理講座、表現論代数構造論講座、多様体論講座、解析学講座、基礎数理講座

物理学・宇宙物理学専攻

相関重力基礎論講座、物性基礎論講座、非線形物理学講座、物質物理学講座、量子光学講座、物質・時空基礎論講座、粒子物理学講座、核物理学講座、宇宙放射学講座、宇宙物理学講座、宇宙構造学講座

地球惑星科学専攻

相関地球惑星科学講座、固体地球物理学講座、水圏地球物理学講座、大気圏物理学講座、太陽惑星系電磁気学講座、地球テクトニクス講座、地球物質科学講座、地球生物圏史講座

化学専攻

相関化学講座、理論化学講座、物理化学講座、物性化学講座、無機化学講座、有機化学講座、生物化学講座

生物科学専攻

相関動植物共生学講座、自然史学講座、動物科学講座、人類学講座、分子植物科学講座、進化植物科学講座、情報分子細胞学講座、機能統合学講座、高次情報形成学講座

2 前項に掲げるもののほか、理学研究科の専攻に協力講座を置くことができる。

3 前二項に定めるもののほか、理学研究科の専攻に学外の研究機関との連携に基づく講座（次項において「連携講座」という。）を置くことができる。

4 協力講座及び連携講座に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。  
(専攻長)

第六条 前条第一項の専攻に専攻長を置き、当該専攻の専任の教授をもって充てる。

2 専攻長の任期は、一年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の専攻長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。

(附属教育研究施設)

第七条 理学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。  
天文台  
地磁気世界資料解析センター  
地球熱学研究施設

2 附属の教育研究施設に長を置き、理学研究科の専任の教授をもって充てる。

3 附属の教育研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の附属の教育研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。  
(図書室)

第八条 理学研究科に、図書室を置く。

2 図書室の管理運営に関し必要な事項は、研究科長が定める。  
(事務組織)

第九条 理学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

第十条 この規程に定めるもののほか、理学研究科の内部組織については、教授会の議に基づき、研究科長が定める。  
附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

3 この規程の施行後最初に任命する地球熱学研究施設長の任期は、第七条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。